

第26回長崎県障害者スポーツ大会開催要領

1. 目 的

共生社会の実現に向け、ノーマライゼーションの理念のもと障がい者スポーツを振興し、障がいのある人のスポーツ活動の日常化と競技力の向上を図るとともに、より積極的な社会参加と生活の質の向上に資することを目的とする。

2. 主 催

長崎県・一般社団法人長崎県障害者スポーツ協会

3. 後 援（予定）

長崎県市長会、長崎県町村会、長崎県障害者社会参加推進センター、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会、一般社団法人長崎県知的障がい者福祉協会、長崎県精神障害者団体連合会、長崎県精神障害者家族連合会、長崎県教育委員会、社会福祉法人長崎県社会福祉協議会、社会福祉法人長崎県共同募金会、日本赤十字社長崎県支部、一般社団法人長崎県医師会、公益社団法人長崎県理学療法士協会、公益財団法人長崎県スポーツ協会、一般財団法人長崎陸上競技協会、一般社団法人長崎県水泳連盟、長崎県卓球連盟、長崎県アーチェリー協会、長崎県ユニカール協会、長崎県障害者フライングディスク協会、長崎県ボッチャ協会、長崎県パラスポーツ指導者協議会

4. 大会期日及び日程

◆ 令和8年5月31日（日）

- ◇ 競技役員集合 8:00 【各競技会場に諸準備のため、入場・入館開始時刻】
- ◇ 選手団集合開始 9:00 【参加選手が各競技会場に入場・入館開始時刻】
- ◇ 競技開始宣言 11:00 【各競技会場で実施・各競技団体で開始時間が若干異なる。】
- ◇ 競技終了 随時 【各出場競技種目のメダル授与後、随時解散】

※大会プログラムに競技別の競技終了時間を標記する。

5. 大会会場（予定）

大会実施本部	トランスコスモスタジアム長崎	諫早市
陸上競技	トランスコスモスタジアム長崎	諫早市
フライングディスク	県立総合運動公園補助競技場	諫早市
ボッチャ	諫早市中央体育館（メイン）	諫早市
ユニカール	諫早市中央体育館（サブ）	諫早市
アーチェリー	大村市アーチェリー場	大村市
卓球競技	県立総合体育館（サブ）	長崎市
サウンドテーブルテニス	県立総合体育館（多目的室）	長崎市
水泳競技	長崎市民総合プール	長崎市
ボウリング	長崎ラッキーボウル	長崎市

6. 参 加 者

- (1) 競技参加者は、次の各号に該当する者とする。
- (2) 令和8年4月1日現在13歳以上で県内に居住する者。
 - ア 身体障害者は、身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - イ 知的障害者は、療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
 - ウ 精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
- (3) 役員（各選手団5名以内）

7. 競技種目の注意事項

- (1) 出場種目数は、陸上競技、水泳競技、卓球競技、アーチェリー、ボッチャ、ボウリング、ユニカールは一人1種目とし、フライングディスクはアキュラシーとディスタンスの両種目に出場することが出来る。
- (2) ボッチャは個人戦と団体戦を実施する。個人戦と団体戦の参加を兼ねることは出来ない。
- (3) ボッチャ個人戦の参加者は肢体不自由者のうち、適用表の障害区分にあてはまること。
- (4) ボッチャ団体戦は1チーム3名で競技を行うが、チーム編成は4名まで申し込むことが出来る。当日欠場者がでた場合、2名までは参加できる。
- (5) ユニカールは1チーム3名で競技を行うが、チーム編成は4名まで申し込むことが出来る。
- (6) ユニカールは各選手団4チーム以内、ボッチャは3チーム以内の申し込みが出来る。但し、東彼・北松選手団は4町で編成されているため、ボッチャは4チームまで申し込むことが出来る。
- (7) 陸上競技のリレー（4×100m）に出場するチームは選手団ごとに知的障害者の男女混合で編成し、6名以内で申込みのこととし、実施に於いては、女子1名以上出走すること。
- (8) 陸上競技のリレー（4×100m）については、近年、特別支援学校の在校生の減少により、学校においては出場するオーダーが編成できない状況にある。
ついては、特別支援学校からの申し出により、校区に関わる地域選手団と合同で編成し、参加することが出来ることとし、参加申込の取り纏め申請は地域選手団が執り行う。
競技運営においては、公認競技として「着順・記録」を判定する。
ただし、表彰区分及び「総合優勝杯」の授与には該当しないこととする。
- (9) ボウリングの競技方法は、シングルレーン方式で行う。また、シューターを用いるゲームに出場希望者は申込書で明記のこと。
- (10) 競技種目及び障害適用については、『長崎県障害者スポーツ大会競技種目及び障害別適用表』による。（全国大会の適用区分を基準に実施する。）
- (11) 精神障害者の実施競技は陸上競技、卓球競技、フライングディスク、ボッチャ及びユニカールとする。但し、卓球以外の種目は全国障害者スポーツ大会の派遣対象にならない。
- (12) 内部障害者は水泳競技以外に参加できるが、申し込み時に医者にご相談し、その指示に従うこと。（但し、全国大会には陸上競技、アーチェリー、フライングディスクの3競技に、「ぼうこう又は直腸機能障害者」に限り出場が認められる。）

8. 出場種目及び参加申込み

- (1) 競技に参加しようとする者は、競技別様式による参加申込書を居住地の市町役場へ、1月13日（火）から2月13日（金）までに提出することとし、市・町は、参加申込書、関係書類を取りまとめ、所管福祉事務所へ2月18日（水）までに届け出ること。
- (2) 福祉事務所長は、参加申込書様式 2-1～2-9、参加競技者名簿様式 7、参加選手団名簿様式 8及びボッチャ様式 11、ユニカール様式 12、リレー種目参加申込書様式 10を取り纏め、一括郵送し、かつ、様式7、8、10、11、12については電子メールで、3月2日（月）までに（一社）長崎県障害者スポーツ協会に必着するよう提出のこと。
- (3) ろう学校、盲学校、特別支援学校の卒業予定者は、居住地の市町役場に2月13日（金）までに提出すること。在校生に関しては、全ての関連書を3月2日（月）までに（一社）長崎県障害者スポーツ協会に必着で提出のこと。
ただし、新入生（入学・転入）に限り4月10日（金）必着で追加申込み手続きのこと。入学前に市・町に申込みを済ませている場合があるので確認し、その場合は選手団登録を特別支援学校に変更する連絡を当協会にすること。

9. 全国障害者スポーツ大会出場競技者の選考

- (1) 本大会の個人競技参加で希望者の中から『第25回全国障害者スポーツ大会』【令和8年10月23日（金）～26日（月）】（於：青森県）に出場の県代表選手の選考を行う。
- (2) 県代表競技者の選考は、全国障害者スポーツ大会選手選考基準により、選考委員会で決定する。
- (3) 陸上競技・水泳競技に選ばれた選手は2種目の出場となる。（①県大会出場種目、②本人希望種目）

10. そ の 他

- (1) ナンバーカードは、大会ごとに使い切りの物を支給する。
なお、競技者の番号については、申込みを受理後に事務局で付番し、通知する。
- (2) 競技参加者は、事前に医師の診断等を受け、急激な運動に十分配慮し、危険、事故の防止に万全を期すること。
- (3) 体育館内での競技に出場する選手は、場内は土足厳禁のため上履き用運動靴を準備し、下肢障害者で松葉杖を使用する選手は特に競技に支障のない接触面にあてがう布カバー等をあらかじめ用意のこと。
- (4) STTに出場する選手は、アイマスクを各自で準備の上、着用のこと。
- (5) 個人情報については、大会プログラムほかで参加者の氏名、年齢、障害区分、障害名が公表されます。また、写真、映像がテレビ、新聞等で報道されることがあります。については、全国大会に出場する関連の報道を含み、了承したうえで申込みのこと。
- (6) その他、大会参加上の必要事項については、その都度、福祉事務所長または選手団長を通じて周知を図るものとする。

1 1. 雨天時等の対応について

- (1) 小雨の場合は決行する。
- (2) 荒天等が続く場合は、大会前日正午に大会実施の可否を決定する。
- (3) 大会当日、午前5時30分に荒天等の状況による大会実施の可否を決定する。
- (4) 大会当日、選手団輸送開始後において荒天等で屋外の競技実施が困難な場合は中止し、屋内の競技のみ実施することもある。
- (5) 屋外競技が中止された場合、延期は行わない。
※晴天、小雨等の予報で大会が通常開催できる場合以外の上記(2)～(4)の情報は本協会のホームページで通知する。

長崎県障害者スポーツ協会 検 索

※ホームページでの情報発信について（荒天等の場合のみ）

上記	実施可否の確定時間	可否判断の基準
(2)	5月30日（大会前日）正午	公共機関の天気予報での判断
(3)	5月31日（大会当日）午前5時30分	上記を基に大会実施本部の判断
(4)	5月31日（大会当日）選手団移動中	大会実施本部の判断

※確認事項

- (1) 完全とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）の全てに機能障害があるものをいう。下肢の場合は長下肢補装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- (2) 不完全とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）のうち、1または2関節に機能障害があるものをいう。
- (3) 体幹障害とは、頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形があるもの。（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する。）
- (4) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺・脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害である。
- (5) 関節離断とは、上位の部位の切断として扱う。肘関節離断は上腕切断となる。
- (6) 身体障害が重複している場合には、どちらの障害区分でも競技に参加できる。
- (7) 上腕切断が前腕切断で参加するように、同じ障害部門で、より軽度の区分での参加は認めない。
- (8) ビーンバック投、スラローム及びポッチャについては、電動車椅子常用者も参加できる。（電動車椅子常用とは、四肢体幹機能障害により日常生活で電動車いすを使用している者。）
- (9) 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。
- (10) 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時間があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない運動のこと。歩行可能で転倒せず、早歩きできるもの。
- (11) 砲丸の重量は次のとおりとする。
 - ① 2.721kg を使用する障害区分
 - ・すべての女子
 - ・すべての2部の男子
 - ・肢2（区分番号12）の1部の男子
 - ・肢3（区分番号19～22）の1部の男子
 - ② 4.000kg を使用する障害区分
 - ・肢1（区分番号1～9）の1部の男子

- ・肢2（区分番号13～15）の1部の男子

- ・視覚及び聴覚の1部の男子

（12）出場者の年齢区分は、4月1日現在で次の区分で競技するものとする。

- ① 身体障害者
 - ・1部（39歳以下）
 - ・2部（40歳以上）

- ② 知的・精神障害者
 - ・少年の部（19歳以下）
 - ・青年の部（20～35歳）
 - ・壮年の部（36歳以上）